

# 「足場の組立て等特別教育」のご案内

一般社団法人 広島建築共同職業訓練協会

(一社)広島建築共同職業訓練協会(広島労働局登録教習機関)は、このたび「足場の組立て等特別教育」を開催します。

平成27年7月1日施行の労働安全衛生規則の一部改正に伴い、足場の組立て、解体又は変更に係る作業に従事する方を対象とした特別教育の受講が義務づけられました。作業者が教育を受けずに作業した場合、事業主に対して懲役又は罰金(6ヶ月又は50万円以下)が科せられます。

また、足場の組立等作業主任者講習を受講する際に、1996年7月1日以降生まれの方は「足場の組立等特別教育」の受講証明が必要です。

「足場の組立て等特別教育」をまだ受講されていない方は、この機会にぜひご受講ください。修了者には講習終了後に修了証(写真入り)を発行します。

【日時】 2020年11月15日(日)

9:00~16:00

【会場】 広島県建設労働組合

第1地域連合福山 3F 会議室

福山市東深津町5丁目1-3



- 【免除者】
- ①「足場の組立て等作業主任者技能講習」を修了した者
  - ②とびに係る1級または2級の技能検定に合格した者
  - ③建築施工系とび科の訓練(普通職業訓練)を修了した者、居住システム系建築科または居住システム系環境科の訓練(高等職業訓練)を修了した者等
  - ④とび科の職業訓練指導員免許を受けた者
- 【受講料】 組合員4,000円 員外5,000円 ※テキスト代、修了証明書代含む。
- 【定員】 35名(定員になり次第、締切り)
- 【申込み】 別紙申込書に記入の上、顔写真2枚(縦3.0cm×横2.5cm、裏面に氏名記入)と受講料を添えて、講習10日前までに事務所へ申し込んで下さい。
- 【その他】
- ① 欠席の場合でも受講料の返金は出来ませんので御了承ください。
  - ② 駐車場はありますが、収容しきれない事も予想されますので公共交通機関でお越しいただくか、満車の場合は近隣の有料駐車場をご利用ください。
  - ③ 訓練協会に加入されていない方も受講可能です。申込時氏名、生年月日、住所が確認できる書類(免許証、保険証、住民票いずれか)の写しの提出が必要です。